

河南省嵩山少林寺武術館
日本分館 関西支部

會員規約

目次

第一章 総則

- 第一条 名称
- 第二条 本部所在地
- 第三条 関西支部所在地

第二章 目的及び事業

- 第四条 目的
- 第五条 活動
- 第六条 事業

第三章 会員

- 第七条 入会
- 第八条 責任
- 第九条 損害の賠償
- 第十条 退会
- 第十一条 資格の損失

第四章 雑則

- 第十二条 会費
- 第十三条 プライバシーの保護

第五章 規約

- 第十四条 規約の制定
- 第十五条 規約の改正

附則

第一章 総則

第一条（名称）

この団体本部は、中国河南省嵩山少林寺武術館日本分館（以下、「日本分館」という。）という。

また当支部は、中国河南省嵩山少林寺武術館日本分館関西支部（以下、「関西支部」という。）という。

第二条（本部所在地）

愛媛県伊予郡松前町北川原 841 番地

第三条（関西支部所在地）

大阪府大阪市淀川区加島 1 丁目 57 - 1

第二章 目的及び事業

第四条（目的）

日本分館は、中国伝統少林武術を通して子供から大人までの国民が心身ともに健康で、生き生きと暮らせる環境づくりに貢献することを目的とする。

第五条（活動）

目的を達成する為に次の活動を行う。

- ①中国河南省嵩山少林武術に係る事業
- ②日本選手・拳士の育成

第六条（事業）

目的を達成する為に次の事業を行う。

- ①中国河南省嵩山少林寺武術館公認 昇級審査
- ②中国河南省嵩山少林寺武術館公認 留学制度
- ③中国河南省嵩山少林寺武術館公認 国内留学制度
- ④中国河南省国際大会への参加（※選考会通過者）
- ⑤全国各地での演武・イベント開催
- ⑤全国での武術ワークショップ

第三章 会員

第七条（入会）

入会を希望する者は規約に賛同し、所定の書類を提出し、日本分館・関西支部の了承を得た上で、入会金・年会費を支払わなければならない。

また、高校生（18歳）以下の場合には保護者の同意が必要であり、この場合、保護者は本人と連携して責任を負うことに同意してもらう。

第八条（責任）

会員は、危険を伴う動作が自己の責任と判断に基づいて行われることを明確に承認しなければならない。

また、練習・その他活動中の事故について、日本分館は一切の責任を負わない。

ただし、日本分館側・関西支部側に過失がある場合は、この限りではない。

第九条（損害の賠償）

会員の責任が原因となり、日本分館・関西支部及び利用中の施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償を果たさなければならない。

第十条（退会）

会員が退会を希望する場合は、2月までにその旨を電子メールまたは書面にて館長もしくは支部長まで連絡しなければならない。

第十一条（資格の喪失）

団員は、下記に至ったときに会員資格を失う。

- ①本規約に違反したとき
- ②3月末日時点で翌年度分年会費支払いが確認できなかったとき
- ③日本分館または会員総体の名誉を傷つけ秩序を乱したとき

第四章 雑則

第十二条 (会費)

会員は、下記に定める会費を支払わなければならない。

①入会金 ¥5,000 -

②年会費 ¥3,000 - / 年

③月会費

└子供：¥5,000 - / 月 (週一回)

└大人：¥6,000 - / 月 (週一回)

※以降週1回練習回数増やす毎に+¥2,000 / 月

④国内留学費

└子供；¥2,000 - / 回

└大人：¥2,500 - / 回

⑤プライベートレッスン費

└1時間：¥5,000 - / 回

└2時間：¥9,000 - / 回

※講師の交通費は依頼者が負担する。

⑥スポーツ保険費

└子供：¥800 - / 年

└大人：¥1,850 - / 年

※希望者はスポーツ保険への加入が可能

※既納の会費等その他の拠出金は、日本分館に過失がない限り返還しない。

※日本分館の定める子供とは中学生以下、大人とは高校生以上。

※日本分館の定める1年とは4月1日から3月末日までとし、入会初年度も同様に3月末日までとする。

第十三条 (プライバシーの保護)

練習及び演武中の撮影は、個人利用を目的とするものに限り許可し第三者が映っている場合インターネット等による公衆送信、放送、掲載等の行為を行うことを禁止とする。無断で公開した場合は日本分館・関西支部では一切の責任を負わない。

ただし、日本分館が定める第五条の活動はこの限りではない。

第五章 規約

第十四条（規約の制定）

日本分館・関西支部は、会員の安全を図る目的により、当規約の他に規則を定めることができる。

第十五条（規約の改正）

日本分館・関西支部は、会員の安全を図る目的により、当規約を改正することができる。

最新版の閲覧を希望する者は、館長もしくは支部長に申し出る。

附則

当会員規約は令和5年4月1日より施行する。